

笠間市議会建設産業委員会記録

令和7年2月28日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	長谷川 愛子 君
副委員長	安 見 貴志 君
〃	石 井 栄 君
〃	飯 田 正 憲 君
〃	石 崎 勝 三 君

欠席委員

委員	村 上 寿之 君
〃	小 藺 江 一 三 君

出席説明員

上下水道部長	友 部 邦 男 君
産業経済部長	礪 山 浩 行 君
都市建設部長	関 根 主 税 君
水道課長	古 木 滋 君
水道課長補佐	川 松 信 一 君
水道課主査	田 中 英 樹 君
水道課主査	松 下 哲 也 君
水道課主査	中 田 雄 久 君
下水道課長	高 久 和 一 君
下水道課長補佐	野 沢 力 君
下水道課主査	安 保 信 男 君
下水道課主査	久保田 博 和 君
農業委員会事務局長	福 嶋 猛 君
農業委員会事務局長補佐	島 田 耕 一 君
農業委員会事務局主査	廣 瀬 美和子 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	須 藤 辰 紀 君
栗ブランド戦略室長	藤 咲 篤 君
農 政 課 主 査	石 崎 武 君

農 政 課 主 査	石 井 正 昭 君
農 政 課 主 査	安 蔵 幸 子 君
商 工 課 長	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
商 工 課 主 査	山 口 富 男 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
観 光 課 G 長	村 上 俊 和 君
建 設 課 長	田 中 博 君
建 設 課 長 補 佐	佐 山 和 代 君
建 設 課 G 長	中 村 哲 也 君
建 設 課 G 長	川 又 英 人 君
建 設 課 G 長	塙 隆 之 君
建 設 課 G 長	島 田 篤 君
管 理 課 長	鈴 木 滋 君
管 理 課 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
管 理 課 G 長	酒 井 一 典 君
管 理 課 G 長	郡 司 和 英 君
管 理 課 G 長	友 部 賢 一 君
都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
都 市 計 画 課 G 長	仲 野 一 成 君
都 市 計 画 課 G 長	藤 井 伸 広 君
都 市 計 画 課 G 長	藤 枝 秀 延 君

出席議会事務局職員

係 長 神 長 利 久

議 事 日 程

令和 7 年 2 月 2 8 日（金曜日）

午前 1 0 時 0 0 分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

・議案第44号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 8 号）

- ・議案第50号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
- ・議案第51号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- ・議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）

（2）その他

午前10時00分開会

○長谷川委員長 それでは、皆様おはようございます。建設産業委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名であります。欠席委員は、村上寿之君、小藺江一三君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求められた者は、タブレットに掲載した資料のとおりです。また、議会事務局より、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いいたします。

○長谷川委員長 これより議事に入りますが、本日の案件は今期定例会において当委員会に付託になりました令和6年度各会計補正予算の審査であります。また、審査の結果につきましては、午後2時からの本会議において委員長報告後、質疑、討論、採決が予定されておりますので、円滑な審議に御協力をお願いいたします。

審査は、審査日程表により、課別、議案別に執り行いたいと思います。

それでは初めに、上下水道部水道課が所管いたします、議案第50号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 議案第50号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）、主なものにつきまして御説明申し上げます。

資料は、05番をお開き願います。

9ページをお開き願います。9ページの補正予算明細書にて御説明させていただきます。初めに、収益的収入及び支出の収入からになります。

1款水道事業収益、2項営業外収益、3目補助金、1節国庫補助金737万円は、水道事業の広域連携、経営統合におきまして、参加する各市町村が策定することになる投資財政計画についての国庫補助金でございます。補助率は、3分の1でございます。

続いて、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費2,367万円の増額は、1節給料や2節手

当等などの人件費と17節委託料の増でございます。17節委託料の増は、先ほどの繰り返しになりますが、水道事業の広域連携、経営統合に参加する各市町村が策定することとなります投資財政計画の策定業務委託でございます。この投資財政計画とは、各市町村の施設老朽化や経営状況などに応じまして最適な投資の計画を立てるもの、また経営水準の向上を図り、将来にわたり安全で安心な水の安定的かつ効率的に供給するための計画でございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款収益的収入、1 項 1 目企業債4,800万円の減額は、老朽管布設替工事の事業費が確定したことにより減額となりますことから、企業債を減額するものでございます。

次に、2 項他会計負担金、1 目一般会計負担金282万1,000円の減は、消火栓設置工事の事業費の確定によりまして、一般会計負担金を減額するものでございます。

続いて、支出になります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目施設改良費の減額は、老朽管布設工事 8 工区の事業費の確定による減額と消火栓設置工事の事業費の確定による減額及びその他配水管等整備工事 2 路線の事業費の確定による減額でございます。

次に、3 目61節資産購入費の減額は、量水器といいまして一般家庭に設置する水道メーターのことでございますが、水道メーターの購入におきまして、口径の大きな50ミリのメーターの購入において数量を変更したこと及び各大きさの口径で生じました請負差金を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 説明、ありがとうございました。

10ページなのですがすけれども、10ページの補正予定額が8,038万9,000円の減額になっていてまして、これは予定の確定ということだというふうな説明がありましたけれども、ということは老朽管の布設替工事の結果的に区間の縮小になったということですか、明細といたしますかね、それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○長谷川委員長 水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 減額となりました主な理由は、延長は計画どおりやっております、変更となりました主な理由は、土質です。当初は、道路を掘って水道管を埋設するわけですが、土質を一番硬い岩盤が出ても対応できるような予算立てをさせていただいております、掘らないと分からないところがあるものですから。そうした中で、幸いなことに、

本年度の現場におきましては岩掘削の現場は出ませんでしたので、おおむね砂質土だったものですから、工事費が減額となりましたということでございます。延長は、計画どおりできております。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 分かりました。

通常よりも硬い岩盤に突き当たったときでも、当初の予定が実行できるように余分な予定をしていたと、その部分はね。大体、余分というか、その分の、一般よりは高いことを考えていたけれども、それが必要ではないということになったのでという話ですね。

○古木水道課長 そうです。

○石井 栄委員 余分という言葉を変なふうに捉えないでいただきたいのですけれども。それで大体普通は、砂質とか普通の一般から比べると、どのぐらいの予算を取るのが適正なのか。岩盤、1.5倍とか。

○長谷川委員長 水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 私どもの工事、水道工事は延長が長いのですけれども、どうしても掘って埋めるという工事なものですから、途中で岩が出てきたときに予算がないから工事がストップしてしまうというわけにもいかないものですから、あらかじめ十分な予算を頂いて、工事に当たらせていただいております。

特に、今年度は稲田の工業団地などを予定していたものですから、その工事については出ると想定していたところなので、御理解をいただきたいと思います。

○長谷川委員長 よろしいですか。

石井委員。

○石井 栄委員 いいですよ。

○長谷川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第51号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）の

審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長古木 滋君。

○古木水道課長 議案第51号 令和6年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

資料は、06番をお開き願います。

恐れ入ります、7ページをお願いいたします。明細書にて御説明させていただきます。

収益的支出でございます。

1 款工業用水道事業費用、1 項営業費用、2 目総係費11万9,000円の増は、給料改定に伴う給料等の増額でございます。

説明は以上です。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下水道課が所管いたします、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）、下水道

課所管分につきまして御説明申し上げます。

歳入から、17ページをお開き願います。

上から3段目になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金のうち、下水道課所管分は、循環型社会形成推進交付金（浄化槽）で537万5,000円の減額は、合併浄化槽国庫補助の対象件数確定によるものでございます。

次の19ページをお願いいたします。

最上段になります。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、下水道課所管分は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金884万9,000円の減額は、合併浄化槽県補助の対象件数確定によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

44ページをお開き願います。

上から4段目になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金のうち、合併処理浄化槽設置整備事業補助金1,943万4,000円の減額は、補助件数の確定によるものでございます。

以上で議案第44号の説明を終わります。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 続きまして、議案第52号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）の主なものにつきまして御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

補正予算明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入になります。

1 款下水道事業収益、2 項営業外収益、3 目 1 節一般会計補助金の減額は、この後御説明いたします支出予算の減により、減額するものでございます。

次の17ページをお願いいたします。

続いて、支出でございます。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、3 目処理場費、9 節委託料の減額は、公共下水道の汚泥処理委託料の減額でございます。

続きまして次に、2 目 1 節消費税及び地方消費税の減額は、消費税の還付が見込まれるため、減額するものでございます。

次の19ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款下水道事業資本的収入、1 項企業債、1 目 1 節下水道事業債150万円の増額は、この後御説明いたします支出予算の増により、増額するものでございます。

次に、3 項工事負担金、1 目 1 節受益者負担金の増額は、納期前納付を選択した受益者が多いことから、増額するものでございます。

次の20ページをお願いいたします。

支出でございます。

1 款下水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目污水管路建設費、2 節工事請負費の増額は、農業集落排水友部北部地区のマンホールポンプ交換工事により、150万円を増額するものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 建設改良費でマンホールポンプ交換工事150万円が新たに予定されているということなのですが、この工事の中身を少し説明していただけますか。

○長谷川委員長 下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 マンホールポンプには2 台のポンプが設置してありまして、そのうちの1 台が経年劣化しましてポンプが故障しまして、その1 台を交換をする工事になります。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、使っていればそのうちに劣化して故障することはあるのでしょうか、大体このポンプというのは何年くらい使ったポンプなのか。

○長谷川委員長 下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 設置後13年経過しております。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 このポンプの寿命といいますか、耐用年数というのは、一般的にはどのくらいなのでしょう。

○長谷川委員長 下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 一般的に15年と言われております。

○長谷川委員長 よろしいですか。

石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、15年のところ13年という、大体そんなに大きな差はないと思うのですけれども、予定より2年早く劣化してしまったということは、何かどういうことが考えられるのでしょうか。

○長谷川委員長 下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 このマンホールポンプ場につきましては、農業集落排水処理施設の一番近くに設置してあるマンホールポンプでございまして、やはり動いている時間、稼働時間が長いというのが一番の原因かなと思います。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それで、今、埼玉県なんかで下水道の破裂とか損壊が起こっていますけれども、笠間市でいろいろな点検は今、やっていると思うのですけれども、どういう状況なのですか。

○長谷川委員長 下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 まずは、大きくカメラ調査、管路内をカメラで調査をしているということと、あとは目視により道路上がたるんでいたりしている箇所があれば、その通りをマンホール内を鏡で見たり、ライトを照らして鏡で見るような点検方法もございまして、まずは目視でやって、設置後40年近い管路等についてはカメラ調査を随時5年置きぐらいに検討してやっているところでございます。

○石井 栄委員 分かりました。

○長谷川委員長 ほかにありませんか。

安見副委員長。

○安見貴志委員 八潮の事故を受けての点検という話が出たので、その関連でお伺いしますけれども、あの事故があつて当初予定していなかった点検、緊急点検を行ったということなのでも、それは補正を立てずともできたという理解でよろしいのでしょうか。

○長谷川委員長 下水道課長高久和一君。

○高久下水道課長 実際、実施したところなのですが、まずは管の口径が500ミリ以上の管路を実施しまして、まずは先ほど申したとおり、道路上でその管路が埋設しているところ

ろが、道路上たるんでいたりしていないかという目視による点検と、あとは随時マンホールの蓋を開けましてマンホールの中の確認を実施しましたので、それを実施したのは職員で行いました。

○長谷川委員長 安見副委員長。

○安見貴志委員 今後、そういった今回の大きな事故を踏まえて、予防的にいろいろ日頃点検する頻度を上げるなり何なりというところが考えられてきますけれども、必要な経費がもし発生するとなれば、しかるべき費用をきちんと補正を上げて、後手後手に回らないということで要望しておきたいと思います。よろしくお願いいたします。答弁、結構です。

○長谷川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 22 分休憩

午前 10 時 23 分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会事務局が所管いたします、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の福嶋です。よろしくお願いいたします。

議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）のうち、農業委員会事務局所管分の補正予算について御説明させていただきます。

初めに、歳入予算について御説明させていただきます。

19ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業事業費県補助金、1節農業費補助金147

万5,000円の増のうち、農業委員会所管分の補正額は350万円を増額するものです。説明の欄上から3行目、農業委員会交付金82万7,000円、その下、農地利用最適化交付金267万3,000円は、追加の割当てによる増額となります。

続きまして、歳出の補正予算について御説明させていただきます。

補正予算書46ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の補正額は108万1,000円を増額するものです。内容につきましては、1節報酬から47ページ、4節共済費まで、職員及び会計年度任用職員の令和6年度給与改定に伴う増となります。

以上で農業委員会事務局所管の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、産業経済部農政課が所管いたします、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課の菊地です。よろしくお願いいたします。

議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）、農政課所管分の補正予算

について御説明いたします。

まず初めに、歳入を御説明いたします。

補正予算総額は507万4,000円の減額でございます。

なお、負担金、補助金、利子、繰入金につきましては、事業費の確定見込み及び交付額決定などに伴う増額または減額でございます。これらにつきましては、金額のみ説明させていただき、内容につきましては重複しますので、歳出において御説明いたします。

予算書18ページを御覧ください。

16款県支出金、1項県負担金、4目農林水産業費県負担金、1節農業費県負担金1,112万1,000円の減は、多面的機能支払交付金事業負担金の減額でございます。

19ページを御覧ください。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金147万5,000円の増のうち、農政課所管分は、環境保全型農業直接支援対策事業補助金43万1,000円の増額、農業次世代人材投資資金補助金95万6,000円の減額、新規就農者育成総合対策事業補助金150万円の減額でございます。

20ページを御覧ください。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金2,936万1,000円の増のうち、農政課所管分は、一番下の段の森林環境整備基金利子9万3,000円、利子額の確定による増額でございます。

21ページを御覧ください。

18款寄附金、1項寄附金、5目農林水産業費寄附金、1節農業費寄附金は1,018万4,000円の増額でございます。

内訳につきましては、地方創生応援税制寄附金120万円の増は、事業者から収納するものでございます。笠間の栗推進事業寄附金898万4,000円の増は、笠間栗ファクトリー株式会社から、市派遣職員の人件費を収納するものでございます。

22ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、12目森林環境整備基金繰入金、1節森林環境整備基金繰入金は、歳出見合いにより173万8,000円を減額するものでございます。

23ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入6,601万2,000円の減のうち、農政課所管分は、上から7番目の農業用プラスチック処理負担金46万7,000円の減額でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

47ページを御覧ください。

補正予算総額は3,768万4,000円の減額でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2,146万円の減額は、全て農政課所管のものでございます。

なお、パート報酬などの人件費につきましては、人事院勧告に基づく給料改定に伴う増額となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

1 節報酬73万8,000円の増額のうち、鳥獣被害対策実施隊報酬29万8,000円の増額は、イノシシの捕獲頭数の増加に伴い、鳥獣被害対策実施隊の出動回数の増によるものでございます。

48ページを御覧ください。

8 節旅費162万2,000円の減額と10節事業費109万2,000円の減のうち、消耗品費45万円の減額は、台湾の輸入事情により台湾学校給食への栗ペーストの提供が実施されなかったことによる台湾への旅費及び栗ペーストのサンプル品費用などを減額するものでございます。

10節需用費のうち、印刷製本費64万2,000円の減は、笠間てくてく栗図鑑及びもんぶらり旅マップが当初予定単価より低い額で作成できたことによる減額でございます。

12節委託料211万5,000円の減は、笠間の栗海外販路拡大事業委託料について、台湾学校給食への栗ペースト提供が実施されなかったことに伴い、検査業務や発送業務の委託を行わなかったことによる減額でございます。

18節負担金補助及び交付金1,745万2,000円の減額は、各事業の事業費の確定見込みによるものでございます。

使用済農業用プラスチック適正処理対策事業負担金48万3,000円の減は、事業費の確定による減額、イノシシ捕獲処分補助金150万円の増は、イノシシの捕獲頭数が増えたことによる増額、担い手対策強化促進事業補助金538万6,000円の減は、認定農業者2名や認定新規就農者1名の要望取下げなどによる減額、環境保全型農業直接支援対策事業補助金57万3,000円の増は、環境に優しい農業に取り組む農業者の機運が高まり、取組面積が増えたことによる増額、地域捕獲団体活動支援事業補助金40万円の減は、捕獲活動に取り組む団体の申請見込み件数による減額、農業次世代人材投資資金補助金95万6,000円の減は、補助要件により交付額が減少したことによる減額、栗生産規模拡大支援事業補助金300万円の減は、実績見込みによる減額、栗栽培農地貸付補助金40万円の減は、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、49ページを御覧ください。

新規就農者育成総合対策事業補助金150万円の減は、補助要件により交付額が減少したことによる減額、儲かる笠間の栗産地づくり協議会補助金485万円の減は、事業内容を見直して次年度に実施することにした事業や予定よりも低い金額で実施したものがあったことによる減額、かさま新栗祭り運営補助金255万円の減は、事業費確定による減額でございます。

続きまして、6 目農地費1,540万2,000円の減額は、全て農政課所管のものでございます。

18節負担金補助及び交付金1,576万8,000円の減のうち、霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業改良区負担金10万8,000円の減は、事業費の確定による減額でございます。

50ページを御覧ください。

霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業県負担金46万8,000円の減及びその下の霞ヶ浦用水国営附帯団体営かんがい排水事業改良区負担金36万2,000円の減は、同じく事業費の確定による減額でございます。

多面的機能支払交付金1,483万円の減は、国の予算が満額の割当てとならなかったことによる減額でございます。

2項林業費、1目林業振興費、12節委託料、森林間伐等委託料173万8,000円の減は、つつじ公園周辺の森林整備において雑草などの繁茂が少なく、調査設計なしで整備が可能となったことから、調査設計業務及び森林整備業務委託の入札差金を減額するものでございます。

24節積立金9万3,000円の増は、森林環境整備基金積立金の利子を基金に積み立てることによる増額でございます。

農政課所管分の補正予算の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 48ページの、まず一つは笠間の栗海外販路拡大事業、マイナス211万5,000円というのは、台湾での学校給食への提供ができなかったというお話だったのですが、どういう事情でできなかったのでしょうか。

○長谷川委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 東日本大震災の原発の関係で放射能の検査が義務づけられていたのですが、台湾国ではその放射能検査の規制が緩和されたわけでございますが、台湾の自治体において条例において規制されているということで輸出されなかったと、輸出ができなかったというような理由でございます。

○長谷川委員長 産業経済部長礪山浩行君。

○礪山産業経済部長 今、農政課長からの説明にちょっと補足させていただきますと、台湾の国としては、いわゆる5県産のものが輸入が禁止だったものが、解除になりました。ただし、それで学校給食のほうに、連携協定を結んでいる台北市と学校給食に提供できないかというやり取りをしたところ、台北市、いわゆる基礎自治体のほうで、まだ5県産のものは使いませんと。国はいいけれども自治体が駄目だということだったので、今回提供ができなかったということが事実でありまして、今回、令和7年度も台北市と継続的に交渉を進めるとともに、他の自治体、受け入れていただける自治体を今探しているというところでございます。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そういいますと、要するに、いわゆる汚染水が流れているとかそういう事情で、基礎自治体の中で受け入れてもいいという理解までには行っていないという背景があるということですかね。

○長谷川委員長 産業経済部長磯山浩行君。

○磯山産業経済部長 こちらにつきましては台湾側の問題なので、どういう理由で受け入れていただけないのかというところは、我々としても明確には分かっていないという状況です。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それでは、次の件なのですけれども、同じ48ページの担い手対策強化促進事業補助金538万6,000円の減ということで、先ほどそれに関する説明がありましたけれども、ちょっともう少しこの減の理由を補足していただけますか。

○長谷川委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 この担い手対策強化促進事業補助金の中には二つのメニューがありまして、認定農業者向けの補助事業と認定新規就農者向けの補助事業がございます。

認定農業者向けの補助事業につきましては、2名の方が補助事業を見合せたということがございます。認定新規就農者につきましては、1名の方が導入を見合せたものと、あとは事業費が減額になったことにより、補助金のほうも減額になったということでございます。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 新規就農者の数が、笠間市は周辺の自治体よりも多いというふうに認識してまして、私も増えることに期待をしていたのですが、新規就農者が辞退をしたと、辞退をしたのですよね。その主な理由というのは、どういう理由なのでしょうか。

○長谷川委員長 農政課長補佐須藤辰紀君。

○須藤農政課長補佐 農政課の須藤です。私のほうから御説明します。

今回、主に認定新規就農者の方の事業費の減額というほうが多いのですけれども、こちらにつきましては、昨年の夏がすごく暑くて収量が少なくなったというところがあるので、それに伴って当初予定していた認定新規就農者の方の計画も、機械の導入の部分とか資金面も含めてだと思えますけれども、そういったものが当初予定よりやはり予定どおりうまくいかないという部分がありまして、それに伴って、機械の導入ですとか施設の整備とかそういったところを見合わせたという方がいるというところが、今回の減額の大きな原因でございます。

以上です。

○長谷川委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 19ページなのだけれども、農業次世代人材投資資金補助金というのがありますよね。これちょっと、どういう事業か教えて。

○長谷川委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 簡単に言えば、認定新規就農者向けの補助事業になっておりまして、認定新規就農者の経営発展のための補助事業となっております。

○長谷川委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 この150万円減は、何で。

○長谷川委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 この150万円の減額の理由でございますが、認定新規就農者の収入が補助要件より上回ったということで補助対象にならなかったということで、減額になっております。

○飯田正憲委員 では、いいことなのだな。了解。

○長谷川委員長 ほかに何かございますか。

安見副委員長。

○安見貴志委員 50ページの先ほど多面的機能支払交付金、これが1,480万円減で、国のほうからの予算措置が満額にならなかったという説明がございました。満額にならなかった理由としては、どんな要因があるのでしょうか。

○長谷川委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 単純に国の予算が、いろいろな自治体でもこの事業を実施しておりまして、予算が足りなくなったということで、その配分が単純に少なくなったのかなと聞いております。

○長谷川委員長 安見副委員長。

○安見貴志委員 何かまずい点があって減額確定されたとか、そういうことではなくて、もう予算が足りなくて、どこの自治体も応分に減額されたとか、そういう理解でよろしいでしょうか。

○長谷川委員長 農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 そのとおりでございます。

○長谷川委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 47 分休憩

午前 10 時 48 分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工課が所管いたします、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 商工課の桑嶋です。よろしくお願いいたします。

議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）、商工課分の補正予算内容について御説明させていただきます。

まず、歳入の内容について御説明させていただきます。

17ページをお開き願います。

中段になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目商工費国庫補助金、1節商工費補助金9万円の減につきましては、事業確定に伴う歳入減となっております。

続きまして、歳出の内容について御説明させていただきます。

51ページをお開き願います。

上段になります。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金659万8,000円の減は、事業確定に伴う減額となっております。

次の段、24節積立金23万3,000円につきましては、利息の確定に伴うものでございます。

以上が補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

飯田委員。

○飯田正憲委員 51ページなのだけれども、新紙幣の対応支援事業補助金というのがあるよね。これでちょっと今、現在どのぐらいまで機能しているの。機能しているというか、対応されているの。

○長谷川委員長 商工課長桑嶋一志君。

○桑嶋商工課長 こちらにつきましては12月末までの申請の受付となっております、申請件数10件で、新設された台数につきましては15台となっております。

○長谷川委員長 そのほかどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光課が所管いたします、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課の山内です。よろしくお願いいたします。

議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の観光課所管分の補正内容について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては歳出のみとなりますので、予算書51ページをお開き願います。

6款商工費、2項観光費、3目観光施設費、10節需用費、補助額40万円の減につきましては、観光施設に係る光熱水費の実績を見込みまして、不用となる額を減額するものでございます。

12節委託料、補正額109万5,000円の減につきましては、内訳としまして、人件費及び燃料代等の高騰によりまして、笠間の家指定管理料11万5,000円とかさま歴史交流館井筒屋指定管理料79万円を増額しまして、また事業費が確定したことによりまして、危険木伐採委託料200万円を減額するものでございます。

14節工事請負費、補正額300万円の減につきましては、菊栽培所整備工事の事業費が確定したことにより、不用となる額を減額するものでございます。

以上が観光課所管分の補正内容となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 54 分休憩

午前 11 時 07 分再開

○長谷川委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部建設課が所管いたします、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

建設課長田中 博君。

○田中建設課長 建設課です。よろしくお願いいたします。

議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）、建設課所管分の主な事業内容について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

23ページを御覧ください。

1 段目、下から 5 行目になります。21 款諸収入、4 項雑入、5 目雑入、2 節雑入、補正額 6,601 万 2,000 円の減額のうち、建設課所管分は、N E X C O 用地事務委託金 380 万 8,000 円の減額でございます。内容につきましては、笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備のスマートインターチェンジ本体（N E X C O 東日本施工区間）の用地事務などの業務が確定し、今年度分を減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

53ページを御覧ください。

2 段目になります。7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費、12 節委託

料、測量設計等委託料2,200万円の増額でございます。内容につきましては、上郷地区生駒ライスセンター入り口付近ほか2路線の生活道路整備に必要な測量設計等委託料（埋蔵文化財発掘調査）などでございます。

同じく、14節工事請負費、道路新設改良工事費700万円の減額でございます。内容につきましては、笠間地区生活道路整備2路線の設計変更及び4週8休制度を実施するに当たり、安全管理費の増額によるものでございます。

同じく、16節公有財産購入費500万円の減額でございます。内容につきましては、笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備に必要な用地測量業務が完了し、用地買収費が確定したことによるものでございます。

同じく、21節補償補填及び賠償金、物件移転等補償費2,400万円の減額でございます。内容につきましては、下郷地区新渡戸区コミュニティセンター前の生活道路整備及び笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備の補償費が確定したことによるものでございます。

次に、繰越明許費補正の主な事業及び繰越し理由について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

7款土木費、2項道路橋りょう費でございます。上から2行目になります。事業名、道路メンテナンス事業（橋りょう）常磐自動車道に係る橋りょう3橋の橋りょう修繕工事3億6,560万円でございます。理由につきましては、令和6年11月、入札中止（参加者なし）により、発注が遅延したことによるものです。

次に、3行目になります。事業名、市道新設改良事業（友部地区）、平町地区ミートショップ金沢店前T字路から大沢保育園前までの歩道新設工事など6,828万3,000円でございます。理由につきましては、令和6年11月、入札中止（参加者なし）により、発注が遅延したことによるものです。

次に、4行目になります。事業名、市道新設改良事業（笠間地区）です。箱田地区鳳台院前北側の生活道路整備に伴う測量設計等委託料など4,770万円でございます。理由につきましては、事業の進捗を図るため、2月補正により増額を行い、年度完了が見込めないことによるものです。

次に、5行目になります。事業名、市道新設改良事業（岩間地区）、市野谷地区持丸自動車付近の生活道路整備に伴う測量設計と委託料など5,309万4,000円でございます。理由につきましては、事業の進捗を図るため9月及び2月補正に増額を行い、年度完了が見込めないことによるものです。

次に、6行目になります。事業名、笠間PAスマートIC整備事業、上加賀田地区、県道稲田友部線からのアクセス道路となる道路新設改良工事費など4億7,289万円でございます。理由につきましては、関係機関との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことによるものです。

次に、7行目になります。事業名、市道（友）2級14号線整備事業（鴻巣）、鴻巣地区JR常磐線、第2鴻巣踏切と接道する道路拡幅に必要な測量設計等委託料1,700万円でございます。理由につきましては、関係機関との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことによるものです。

次に、8行目になります。事業名、市道（笠）2340号線整備事業（笠間）です。国道50号、才木交差点から筑波銀行笠間支店までの舗装修繕事業3,421万円でございます。理由につきましては、事業の進捗を図るため9月補正により増額を行い、年度完了が見込めないことによるものです。

次に、9行目になります。事業名、市道（友）1級9号線整備事業（湯崎）、県道水戸岩間線（本田材木店前交差点）から常磐自動車道友部サービスエリアスマートインターチェンジに向かう舗装修繕事業4,944万円でございます。理由につきましては、事業の進捗を図るため12月補正により増額を行い、年度完了が見込めないことによるものです。

次に、10行目になります。事業名、市道（友）2124号線歩道整備事業（平町）です。平町地区平神社前の歩道整備に伴う公有財産購入費など998万円でございます。理由につきましては、補償物件の移設に時間を要し、年度内完了が見込めないことによるものです。

次に、11行目になります。事業名、市道（笠）3592号線歩道整備事業（笠間）です。笠間地区下市毛北交差点から大和田五差路までの歩道整備3,236万9,000円でございます。理由につきましては、関係機関との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことによるものです。

次に、12行目になります。事業名、狭あい道路整備事業、市道括（笠）0233号線の整備事業（上加賀田）、地域交流センター上加賀田でアクセスする生活道路の整備に伴う測量設計等委託料など2,163万円でございます。理由につきましては、事業の進捗を図るため12月補正により増額を行い、年度完了が見込めないことによるものでございます。

以上が建設課分の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分休憩

午前 11 時 16 分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理課が所管いたします、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の管理課所管の主なものについて御説明申し上げます。

予算書7ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

上から6行目、7款土木費、2項道路橋りょう費、渋滞対策整備事業から、次ページ1行目、道路維持事業（笠間地区）まで、さらに9ページ2行目、8款消防費、1項消防費、地域防災緊急整備事業（管理課）が管理課所管分でございます。

まず、7ページにお戻りいただきまして6行目、渋滞対策整備事業145万4,000円及び7行目、道路管理総務事務608万3,000円につきましては、友部地区旭町地内民間交番あさひ付近の市道（友）3205号線の舗装改修などにおきまして、関係地権者との用地交渉に時間を要したこと、整備に当たって支障となる電柱移設の実施時期が年度明けになることなどによるものでございます。

1行下、下から3行目の旭町地区排水計画策定事業1,577万4,000円につきましては、市街化が進む友部地区旭町地内において、排水整備計画を策定するための基礎データとしての地形調査を行うものになりますが、対象エリアが約200ヘクタールほどございますので、地形状況の把握に想定以上の時間を要したことによるものでございます。

1行下、市道（岩）中3号線整備事業281万1,000円につきましては、支障電柱の移転補償費となりまして、移転協議に時間を要し、移転が年度明けになることによるものでございます。

1行下、7ページ一番下の道路維持事業（友部地区）につきましては、旭町地内市道（友）32105号線の排水整備及び鯉淵地内市道（友）33205号線の舗装整備などによりますが、接続する既設の排水路の確認に時間を要したことや電柱移設が年度内に完了しないことなどによるものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。

1行下の道路維持事業（笠間地区）につきましては、日草場地内、笠間自動車学校南側になりますが、市道（笠）0222号線の舗装修繕工事など2,660万円につきましては、事業の財源を令和6年度の緊急自然災害防止対策事業債を活用できることになったため、令和7年度当初予算で実施予定としておりましたこの事業を前倒しで予算化することにより、年度内に完了しないことによるものでございます。

また、南吉原地内の南工業団地調整池から排出した土砂の整地工事1,110万円につきましては、水を多く含んだしゅんせつ土砂でございましたので、仮置きしてございました。曝気乾燥に時間を要したことによるものでございます。

続いて、9ページを御覧ください。

上から2行目、地域防災緊急整備事業（管理）でございます。こちらは、国の新しい地方経済生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用しまして、道路管理、特に除草作業などで活用できます多機能型路面清掃車を購入するものでございます。国の補正予算に伴いまして、今回の補正予算で計上するものでございます。この路面清掃車につきましては、道路脇の除草や土砂撤去を車両1台で実施することができるもので、除草作業の担い手不足への対応や道路管理の効率化に資するものでございます。購入につきましては、令和7年度の購入手続となり、納車に半年以上かかることが想定され、実際の導入と管理体制につきましては、車両導入後、令和7年度後半からになる予定でございます。

続きまして、予算書23ページを御覧ください。

歳入でございまして、下段にございます、22款市債、1項市債、3目土木債、1節道路橋りょう債のうち、道路等自然災害防止対策事業債1,330万円につきましては、先ほど繰越明許費補正で説明いたしました令和6年度に前倒しで予算措置を行う舗装修繕工事の財源として借り入れる地方債でございます。

また、その1行下、4目消防費、1節消防債、地域防災緊急整備事業債（国補正）2,200万円につきましては、多機能型路面清掃車の購入に当たり借り入れる国の補正予算に伴う地方債となります。

続きまして、52ページを御覧ください。

歳出予算となります。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費となります。

次の53ページを御覧ください。

上から2行目、14節工事請負費、道水路維持補修整備工事費2,660万円は、先ほど御説明いたしました令和7年の事業を前倒しで実施する笠間日草場地内市道（笠）0222号線など2路線の舗装修繕工事になります。

続いて、3行目の21節補償補填及び賠償金、工作物補償費1,204万6,000円の減額は、旭町地内の渋滞対策事業の電柱移設工事につきまして、東京電力との協議の中、移転補償費

が無償となったものによるものでございます。

続いて、56ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項消防費のうち、上から 3 段目、4 目災害対策費、17 節備品購入費 8,200 万円のうち、4,600 万円は、先ほど御説明いたしました道路管理に活用する多機能型路面清掃車の購入費でございます。

管理課所管についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 今、いい話を聞いたのですが、多機能型の除草作業車の機能というのは、もうちょっと説明していただけますか。

○長谷川委員長 管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 多機能型路面清掃車、通常の路面清掃車は、土ですね、道路上に堆積している土をかき起こすようなものになっておりますが、それに加えて、今回導入しようとするものにつきましては、それとは別に道路脇の除草などができる、ワイヤー状でついているものなのですけれども、そちらが回転しまして、まず縁石の脇の土がたまっている部分をかき起こします。かき起こしまして、そのかき起こした土を通常の路面清掃機能ですくい上げることができる。今までですと、通常、黄色い車で、昔から国道とか走っているようなものについては土をかき起こすだけというものだったのですが、縁石脇にたまって、どうしても秋口に車両に触ってしまうような草が生えてしまうところを撤去できるようなものでございます。

さらに、バキューム機能も有しておりまして、例えば道路脇では葉っぱとかがたまったような状態であれば、それをバキュームをして撤去することができるような機能も有しておりますので、平常時であれば、葉っぱがたまったようなところ、縁石脇の土砂をかき上げるといような作業ですし、災害時であれば、能登とかであれば避難所とかそういったところで、避難所に水が入ってしまったというような状況もありましたので、そういうバキューム機能であるとか、粉じんが舞って衛生環境が悪くなるということがありますので、避難所周辺の土砂を撤去することで衛生環境を守るという機能を、両面有しているというものになります。

○長谷川委員長 石井委員。

○石井 栄委員 大変役に立つ車両だなという印象を持ったのですけれども、それ 1 台で大体年間でどのぐらいの路線が整備が可能になるのかなという、およその目安というのはありますか。

○長谷川委員長 管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 試算しております延長につきましては、正直土砂がどのくらいあるか、路線によっては土砂が少ない、縁石脇に土砂がそれほどたまっていないけれども草が生えている場所、あるいは全く整備後、縁石脇をきれいにしていないので、すごくたまっている場所というのがありますので、何キロという表記は正直できません。

年間300時間ほどのものを、1日40キロ程度でしかスピード、走れるわけではなく、作業自体はもっと遅くなりますので、そういう車となりますと、1日5時間程度というのができる時間かなと想定しておりますので、300日、特に5月、伸びる時期ですね、5月から10月ぐらいに主に活動することになると思いますので、そういった形で行きますと、キロ数は正直、ごめんなさい、この後実施しながら、効率的にまず通学が絡むような場所であるとか、幹線道路になる場所であるとかを優先的に進めていきたいと。土をまず1回撤去してしまいますと毎年のように同じような量がたまることはないということなので、定期的にそういった気をつける場所を進めることで、延長ですね、1度は時間がかかると思いますが、2回目、3回目となるとそれほど時間がかからず回れたりとか、そういう想定を導入後検討しながら、効率的にやりたいと思っております。

○長谷川委員長 ほかにありますか。

飯田委員。

○飯田正憲委員 ちょっと教えてもらいたいんだけど、吉原地区の工業団地、水分の多い土壌と言ったよね。それは、曝気してどうのこうのと、さっき言ったよね。これは、どういう方法でやるのですか。参考にしたいなと思って。

○長谷川委員長 管理課長鈴木 滋君。

○鈴木管理課長 方法的には、今たまっている土砂をどういうふうに最終的に処理するかですかね。現状、たまっているものですが、そこの置いてある場所ですね、その近隣の水田がちょうど……。

○飯田正憲委員 その土壌の水分を取ると言ったよね。

○鈴木管理課長 固めて高く盛って置いてあることで、今現在は、もう随分水分はなくなっている状態です。

○長谷川委員長 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時30分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それではほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 31 分休憩

午前 11 時 31 分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、都市計画課が所管いたします、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 都市計画課の鶴田です。よろしくお願いいたします。

それでは私のほうから、議案第44号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第8号）の都市計画課所管分の主なものにつきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

15ページをお開きください。

14款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、3節公園使用料273万5,000円の増は、笠間芸術の森公園の施設使用料及び行為許可使用料につきまして、大型イベント使用の増加に伴うものでございます。

その下、5節駐車場使用料、友部駅前広場駐車場使用料109万4,000円は、駐車場利用の収入実績の増に伴う増額でございます。

次に、17ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金、2行目、防災安全交付金50万円の減は、木造住宅耐震化事業の事業費確定に伴う減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

54ページをお開きください。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、都市計画所管分は2,351万1,000円の減額でございます。

12節委託料、測量設計等委託料870万1,000円の減は、笠間歴史交流館井筒屋裏遊歩道整備の設計等につきまして、関係機関との調整や人車運行の再検討が必要となったため、減額するものでございます。

次の行、都市計画基本図更新業務委託料1,365万1,000円の減は、委託料の確定に伴う減額でございます。

続きまして、次の段、18節負担金補助及び交付金、木造住宅耐震改修費補助金100万円の減でございますが、こちらも補助額の確定に伴う減額でございます。

以上で都市計画課所管の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 井筒屋の裏の遊歩道の計画変更という件について、もう少し詳しく説明をお願いできませんか。

○長谷川委員長 鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 今、都市計画課のほうで井筒屋周辺の事業を計画しておりまして、具体的には、大石邸跡から裏を通して井筒屋までの約200メートル弱の遊歩道を計画しております。それで今計画はしているのですが、地権者の交渉であったり、関係機関との団体の交渉がちょっと難航しておりまして、今回減額をさせていただくということでございます。

○長谷川委員長 そのほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退出のため、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前 11 時 36 分再開

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で建設産業委員会に付託になりました令和 6 年度各会計補正予算の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審査の結果については、本日午後 2 時からの本会議にて報告いたします。

なお、報告書の作成につきましては、委員長と副委員長に一任していただきたいようお願い申し上げます。

また、先ほどお話にございました台湾の栗輸出事業につきましては、今回の説明いただいた件も踏まえて、今後の要望、注意喚起として御意見としてまとめていきたいと思っております。

そこにつきましても委員長、副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

石井委員。

○石井 栄委員 ちょっといいですか。

向こうの自治体の意向を無視して、無理に事業を進めるというのは適切ではないので、そういう意味で私は質問したわけではありませんので、台湾政府がそういう方針であったとしても自治体がそれは望まないということであれば、それを無理に進めるということは適切ではないと思っていますので、その点を踏まえた報告にしていいただきたいということです。

○長谷川委員長 そうしましたら、ただいまいただきました石井委員の御意見と、先ほどいただきました石崎委員の御意見を踏まえた上での御答えという御報告をさせていただきたいと思いますが、そちらのほうを御一任させてもらう形でよろしいですか、委員長と副委員長に。

〔「反映されればいいです」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 反映するようにしっかりと努めてまいります。よろしく願いいたします。

それでは、御異議ございませんということで受け止めさせていただいて、進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 委員長と副委員長に一任をさせていただくことに決定をいたしました。

以上をもちまして、建設産業委員会を閉会といたします。

午前 11 時 42 分閉会